

Vol
87
2024

法務省だより あかれんが

《本号の注目記事》

- 安全安心なまちづくり関係功労者表彰式が開催されました。
- ウクライナ汚職対策タスクフォース第3回会合を開催しました！
- ケニア現地セミナーを開催しました
- 「第4回東京イミグレーション・フォーラム」を開催しました！
- 毎年1月は「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」です！
- 記者が行く！～「法の日フェスタ in 赤れんが」の舞台裏～



《特集記事》

- 01 「安全安心なまちづくり関係功労者表彰式」が開催されました。
- 06 ウクライナ汚職対策タスクフォース第3回会合を開催しました！
- 09 ケニア現地セミナーを開催しました
- 11 「第4回東京イミグレーション・フォーラム」を開催しました！
- 15 毎年1月は「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」です！

《常設記事》

- 18 お答えします～補完的保護対象者認定制度について～
- 19 記者が行く！
～「法の日フェスタ in あれんが」の舞台裏～
- 25 記者が行く！
～第1回若手リーダーを対象とするビジネスと人権に関する日ASEAN諸国等共同研究～

《連載記事》

- 29 そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.66
～特定被害者法律援助について～
- 30 法制度整備支援の現場から
- 32 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.23
～大臣官房国際課国際企画戦略室～

安全安心なまちづくり関係功労者表彰式を行いました。

令和6年10月16日（水）、総理大臣官邸において、令和6年安全安心なまちづくり関係功労者表彰式が開催されました。本稿では、本表彰式の概要や当日の様子などについて、お知らせいたします！

● 「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」とはなんですか？

犯罪に強い社会の実現のため、安全安心なまちづくりの推進に関し、顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰するものです。

本表彰は、平成17年に地域社会において、「防犯活動」を推進している個人又は団体を対象として開始されたものですが、平成30年からは、「再犯の防止等に関する活動」についても、表彰対象として加えられました。

毎年、「安全安心なまちづくりの日」（10月11日）の前後の期間に、表彰式が開催されます。

本年は、「再犯の防止等に関する活動」の推進において、特に顕著な功績又は功労があった個人又は団体として、以下の方々が受賞され、表彰式に出席されました。

■ 「再犯の防止等に関する活動」における受賞者の皆さま（一覧）

受賞者名・団体名	功績概要
水舟雪枝 様	昭和63年から少年警察協助手として活動。平成27年度から岡山県少年警察協助手会連合会長も務める。平成12年から地域安全推進員、平成18年から保護司としても活動。少年のい集情報が寄せられる公園、コンビニ等を巡回し、少年に積極的に声を掛け、非行防止に尽力。少年警察協助手のリーダーとして広報活動にも尽力。警察主催の「立ち直り支援活動」に積極的に参加。参加した少年や保護者に温かな声掛けを行い、継続的な参加を促すなど、少年の再非行防止にも貢献。
一般社団法人 こうち絆ファーム 様	令和元年設立。就労継続支援B型事業所及び多機能型事業所を運営。高知地方検察庁、高知保護観察所、高知刑務所と協力の下、農福連携の取組として犯罪をした者等も受け入れ、再犯防止に寄与するとともに、農業分野における労働力の確保にも資するなど、地域共生社会の実現に貢献。そのほか、各種シンポジウムやメディア等に

	おける取組の発信、司法修習生への講演など、再犯防止の取組及びその理解促進に尽力。
牛久シャトー株式会社 様	令和２年設立。技術担当者が茨城農芸学院を訪問するなどして、ブドウ栽培等に係る技術・知識を伝達し、少年が栽培したブドウを醸造して、明治３６年に日本初の本格的なワイン醸造所として開設された牛久醸造場（現：牛久シャトー）の１２０周年記念ワインを製作・販売。在院者の自己効力感や就労意欲の伸長等、同院における矯正教育に大いに貢献し、在院者の再犯・再非行防止に寄与。
ぐんま・つなごうネット 様	平成２８年設立。群馬県社会福祉士会、群馬県精神保健福祉士会、群馬県司法書士会、群馬県弁護士会の申合せにより設立された任意団体。弁護士からの依頼を受け、支援が必要な被疑者・被告人等に対して、障害者手帳の取得や生活保護申請に向けた補助、住居の確保や支援機関との連絡調整など、必要な福祉サービス等につなげるための支援を無償で実施。
更生保護支援ボランティア ふれあいサークル 様	平成２４年設立。刑務所出所者等で身寄りがない高齢者や障害のある者等の居住先を訪問し、日常の困りごとや健康状態等の「話し相手」となる活動を実施するなど、犯罪をした者等が孤立することなく地域社会の一員として立ち戻っていくことができるよう尽力。支援対象者が亡くなった後も納骨や毎年の供養へ参加するなど、献身的な支援に取り組む。
更生保護法人 鳥取県更生保護給産会 様	明治３２年設立。県内唯一の更生保護施設「鳥取県更生保護給産会」を運営し、行き場のない刑務所出所者等の住居支援や自立支援に取り組む。令和６年からは、施設退所者、高齢者、生活困窮者を始めとした地域住民に声掛けし、「みんな」が集える場として、地域食堂「みんなで来んさいな」を開設。孤立しがちな者に地域交流の機会を提供し、人と人とのつながりを作り出すことで、安全・安心な地域社会づくりに貢献。
特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構 様	平成２２年設立。犯罪をした者等の就労支援や協力雇用主を支援するＮＰＯ法人。広島県及び広島地方検察庁からの依頼を受け、入所支援対象者に就労支援を実施。弁

	護士会からの依頼による就労支援にも取り組むなど多機関連携に尽力。保護観察対象者や刑事司法手続終了者への就労支援等も実施するなど、刑事司法の入口から刑事司法手続終了後まで、一貫して、犯罪をした者等への就労支援を実施することで再犯防止に貢献。
横浜刑務所教化事業後援会 様	昭和43年設立。以後56年間にわたって、横浜刑務所の教誨師会及び篤志面接委員会への活動費助成や指導力向上のための研修会等の開催、施設内の花壇の整備、運動用具、各種指導用書籍等の寄付等を実施。横浜刑務所等への長年にわたる支援の継続により、横浜刑務所における受刑者の矯正処遇の充実に寄与し、再犯防止にも大きく貢献。

■ 法務大臣との懇談の様子

表彰式に先立ち、受賞者の皆さまと牧原法務大臣（当時）との懇談が行われました。

受賞者の皆さまからは、日頃の活動内容の紹介や活動に当たっての思いなどについてお話があり、牧原法務大臣（当時）は、お祝いの言葉とこれまでの活動に対する感謝をお伝えしました。



受賞者と牧原法務大臣（当時）（中央）



懇談の様子

■ 表彰式の様子

表彰式は、総理大臣官邸大ホールにおいて開催され、「再犯の防止等に関する活動」の推進における受賞者を代表して、水舟雪枝様が林内閣官房長官から表彰状を受領しました。



水舟雪枝様による代表受領の様子

■ 終わりに

法務省では、新たな被害者を生まない、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて、再犯防止に向けた取組を進めています。

今後とも、再犯防止への御理解と御協力をお願いいたします。

本表彰式における過去の受賞者やその実績については、以下の QR コードから確認いただ

けます！

「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」ページ（法務省ホームページ）

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00014.html



ウクライナ汚職対策タスクフォース第3回会合を開催しました！

令和6年11月6日（水）及び7日（木）、東京において、「ウクライナ汚職対策タスクフォース第3回会合」（英語名：Anti-Corruption Task Force for Ukraine、略称：ACT for Ukraine）を開催しました。

ウクライナ汚職対策タスクフォース（ACT for Ukraine）とは？

ウクライナ汚職対策タスクフォースは、令和5年5月のG7広島サミットにおいて、ウクライナの法制度改革、とりわけ司法部門及び法の支配の推進による改革の支援が宣言されたことを踏まえ、同年7月に東京で開催した「G7司法大臣会合」において、我が国の提案により設立されました。法務省は、本タスクフォースの事務局を務め、これまでに、G7各国及びウクライナの司法機関、国連等の国際機関を構成員とする専門家会合をオンライン形式により2回開催し、国際社会による過不足のないウクライナ汚職対策支援の実現に向け、G7各国や国連等による支援策の情報共有・調整を行ってきました。

汚職対策は、ウクライナにおける今後の復興資源の公正・公平な活用とより良い国づくりに貢献するだけでなく、ウクライナのEU加盟に向けた極めて重要な課題であり、ウクライナはもとより、我が国を始めとするG7にとっても重要な関心事項となっています。

第3回会合の結果概要

初の対面形式による開催となった本会合には、G7各国・国際機関から約40名が参加し、効果的な汚職対策支援プログラムの策定と支援プログラムの重複防止等を目的として、汚職対策の具体的なテーマにおける課題・対処方策についての議論等を実施しました。

国・機関名

カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、日本、イギリス、アメリカ、欧州連合（EU）、ウクライナ、国連開発計画（UNDP）、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）、経済協力開発機構（OECD）、国際開発法機構（IDLO）、世界銀行（WB）、国際協力機構（JICA）



牧原法務大臣（当時）による開会挨拶



本タスクフォース参加者による発表の様子(1)



本タスクフォース参加者による発表の様子(2)

法務省は、引き続き、本タスクフォースの運営により、国際社会によるウクライナの汚職対策支援にリーダーシップを発揮してまいります。



集合写真

ケニア現地セミナーを開催しました

ケニアに対するアジ研の技術支援

国連アジア極東犯罪防止研修所（通称「アジ研」）は、国連と日本国政府との協定に基づき昭和 37 年に設立され、現在は法務省法務総合研究所が国連と協力して運営する研修機関です。主に途上国の刑事司法実務家に対し、刑事司法や犯罪者処遇に関する国際研修を実施しているほか、特定の国や地域を対象とする二か国支援も実施しています。今回ご紹介するケニアの非行少年や若者の立ち直り支援もそのうちの一つです。

今年（2024 年）4 月、ケニアの保護観察ボランティア制度の確立に向けた JICA プロジェクトがスタートしました。ケニアは日本の保護司制度を参考に、2005 年から保護観察ボランティア制度を導入していますが、候補者の選定や育成、保護観察官との協働態勢の方法が定まっていない等の理由から、停滞状態にありました。今回のプロジェクトは、上記の課題を解決し、非行少年や若者の社会内処遇を充実させることを目指して始まりました。アジ研は、1990 年代にケニアの少年司法実務改善のための支援を開始して以後、長年に渡り継続的に同国を支援してきたことで培われた良好な関係と、保護司との連携による日本の社会内処遇のノウハウを活かし、技術支援という形でプロジェクトに携わっています。今年 11 月、アジ研山内所長及び担当教官がケニアに出向き、現地関係者との協議や視察、第一線で活躍する保護観察官に向けたセミナー等を行いました。セミナーに参加した保護観察官の真剣な姿勢からは、プロジェクトへの関心の高さや、保護観察対象者に少しでも充実した支援を提供したいという強い熱意をうかがい知ることができました。



熱心に受講する保護観察官



プロジェクトミーティングの様子

ケニアの社会内処遇の現状と課題

ケニアは2005年に保護観察ボランティア制度を導入したものの、同国における社会内処遇の実施には様々な課題があります。例えば、ケニアには約2,000人の保護観

察官がいますが、社会内処遇よりも裁判の資料として被告人の生活環境などの調査を行う判決前調査に時間を割かなければならず、保護観察対象者へのケアは十分に行き届いているとは言えません。ケニアは40以上もの部族からなる多民族国家であり、地方に赴任した保護観察官がその土地の対象者と言葉が通じず困るケースもあるなど、言語バリアは深刻です。さらに、貧困により交通費が出せなかったり、そもそも公共交通機関が通っていない場所に住んでいたりと、保護観察所に行くことも難しい対象者がたくさんいます。

このような課題がある一方で、ケニアは地域の結びつきが非常に強い国です。家族や親戚、ご近所さんとの絆が強く、自分が暮らす土地の文化や価値観を大切にし、多くの人が地域のために貢献しようという気持ちを持っています。保護観察対象者が住んでいる地域内に、日本の保護司のように立ち直りを支援する保護観察ボランティアがいれば、文化的・言語的な障壁や地理的な不便さなどの多くの課題を解決できることとなります。

プロジェクトを支える現地専門家の奮闘

アフリカの国々には明るくのんびりしたイメージを抱きがちですが、ケニアの人々は誇り高く、なかなか自己主張が強いところがあり、物事は一筋縄にはいきません。現地で実際にプロジェクトを指揮しているJICAの専門家は、文化の違いに日々頭を抱えながらも、相手の意見を尊重し、粘り強く議論を重ねています。日本のやり方を押しつけるのではなく、ケニアにとって本当に意味のある実用的な制度、プロジェクト終了後も持続可能な制度を作るためにはどうしたらよいか、試行錯誤を繰り返し奮闘する姿には、非常に感銘を受けました。アジ研は、今後もJICA専門家の方々と力を合わせ、日本の歴史ある保護司制度で得た知見や経験を惜しみなくケニアに提供し、本プロジェクトを推し進めていきたいと考えています。



プロジェクト関係者との記念撮影



アジ研山内所長とケニア保護観察局
Obondi 局長（Obondi 局長はアジ研
第 145 回国際研修卒業生）

「第4回東京イミグレーション・フォーラム」を開催しました！

令和6年12月9日（月）から同月11日（水）の3日間、出入国在留管理庁の主催により「第4回東京イミグレーション・フォーラム」（英語名：The 4th Tokyo Immigration Forum 略称：TIF、ティフ）を開催しました。

皆さん、出入国在留管理庁主催の国際会議があることをご存知ですか？

東京イミグレーション・フォーラムとは、世界各国または地域の出入国在留管理等関連当局が一堂に会して、直面する課題等について定期的に情報共有・意見交換を行うプラットフォームとして立ち上げられたものです。令和4年3月に第1回を開催したのち、これまでに計3回開催されました。

本フォーラムは、各国・地域の入管当局及び国際機関が相互に交流を深めつつ連携・協力を強化し、ベストプラクティスの交換などにより、各々の入管施策等の向上を図るほか、我が国における、円滑かつ適正な外国人材の受入れ、互いを尊重し、安全・安心に暮らせる調和のとれた共生社会の実現等につなげることを目的としています。

第4回東京イミグレーション・フォーラムの開催結果

1日目と2日目に全体会合及び分科会、最終日には東京出入国在留管理局羽田空港支局における視察が行われました。今回は、スリランカ、パキスタン、トルコといった、出入国在留管理庁にとって関わりが深い国を新たに招待し、本フォーラムが果たす役割が高まりつつあります。

【参加国・地域・機関】

インド、インドネシア、オーストラリア、カナダ、カンボジア、韓国、シンガポール、スリランカ、タイ、中国、中国（香港）、トルコ、ニュージーランド、ネパール、フィリピン、ブルネイ、米国、ベトナム、パキスタン、ラオス、国際移住機関（IOM）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、外務省、厚生労働省、警察庁、デジタル庁

（１）開会式では、丸山秀治出入国在留管理庁長官から御挨拶があり、その後、参加各国・地域及び機関の代表団長との記念撮影が行われました。



丸山秀治出入国在留管理庁長官挨拶

（２）国際移住機関（IOM）エイミー・ポープ事務局長による基調講演、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）ルヴェン・メニクディウエラ高等弁務官補による講演が行われたほか、全体会合では、「最近導入した出入国管理上の施策」、分科会では、「アジア太平洋地域における難民保護」及び「アジア太平洋地域における外国人労働者の受入れ促進に係る取組」をテーマに、各参加者によるプレゼンテーションや意見交換が活発に行われました。



国際移住機関（IOM）からの基調講演



国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）
からの御発言（全体会合）



全体会合の様子



君塚宏審議官からの御発言（分科会）

（３）閉会式では、議長である丸山秀治出入国在留管理庁長官から、本フォーラムの議長総括を各参加者と共有し、閉会いたしました。



代表団長写真

さいごに

過去のT I F 詳細情報については、以下のリンクから御覧ください。

一人でも多くの方に入出国在留管理庁の国際業務を知ってもらえるよう、これからも発信を続けてまいります。

【T I F 詳細情報はこちら】

<https://www.moj.go.jp/isa/policies/conference/imm-forum.html>

毎年1月は「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」です！

「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」ってなに？

現在、日本には約359万人（令和6年6月末時点）の外国人が暮らしており、今後その数はさらに増えていくことが見込まれます。

これからの日本社会では、日本で暮らす外国人も、より良い社会を作り、支えていく一員です。

みんなが共に暮らしていくためには、お互いの文化・習慣の違いを超え、それぞれが持つ多様性を理解・尊重することが大切です。

法務省では、外国人との共生社会の実現に向けて、様々な取組を実施していますが、皆さんにもその取組をさらに知っていただき、理解を深めてもらうために、毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定め、外国人との共生社会の実現に向けた様々な広報・啓発活動を展開しています。



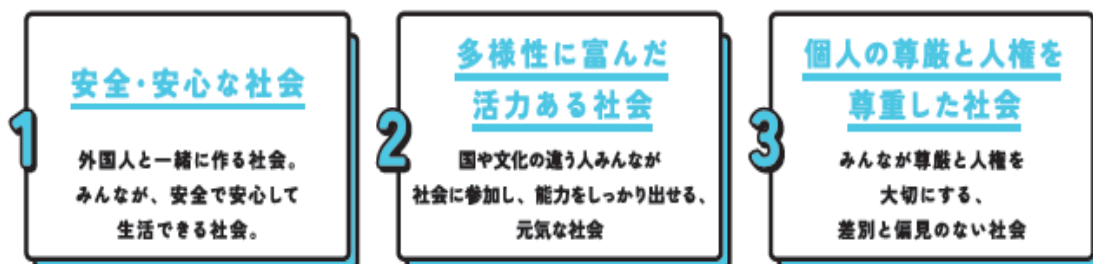
[推進月間の詳細はこちらから確認できます](#)

我が国が目指す「外国人との共生社会」

では、一体どんな社会を目指せばよいのでしょうか。

政府は、「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」を作成し、我が国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン）を以下のとおり掲げています。

☆3つのビジョン☆



この3つのビジョンを実現し、日本人と外国人が互いを尊重し、安全・安心に暮らせる共生社会の実現に向けて、様々な取組を行っています。

政府が行っている取組については、日本人と外国人との共生社会の実現に向けた政府の取り組みガイドブック「HarmoniUP!（ハーモニアップ!）」でも紹介していますので、ぜひとも御覧ください。



[HarmoniUP!はこちらから
確認できます](#)

「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」では具体的に何をするの？

「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」では、外国人との共生社会の実現に向けた意識を醸成し、理解を深めるために、次のような取組を行います。

- 様々な企画を通じて、異文化に触れ、共生社会について知ることができる啓発イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」の開催
- 小中高校等へ出張し、外国人との共生社会実現に関する取組や、やさしい日本語に関する授業を行う出前講座の実施
- 様々な媒体やメディアを活用した積極的な情報発信

今年度も啓発イベント「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催します！

令和5年度から始まった「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」の目玉イベントとして、令和6年1月21日に第1回「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催しましたが、今年度の「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」でも「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を次のとおり、開催します。

開催日：令和7年1月19日（日）10時から16時

会 場：東京国際交流館プラザ平成（住所 東京都江東区青海2-2-1）

主催者：法務省、出入国在留管理庁

入場料：無料

テーマ：楽しむことから始めよう！世界とつながる交流体験

今回の「オール・トゥギャザー・フェスティバル」では、前回以上に来場者の方々が異文化に触れ、体験し、様々な方々と交流できる企画を考えています。

皆さんもぜひイベントに参加して、「楽しむことから」外国人との共生社会の実現に向けた取組を始めてみませんか。

ライフ・イン・ハーモニー推進月間
2025年1月1日～31日

現在、日本には多くの在留外国人が生活しています。これからの日本社会を共に作る一員です。
そこで、外国人との共生社会の実現に向けて
2024年から毎年1月を「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」と定めました。
この「ライフ・イン・ハーモニー推進月間」をより一層盛り上げるために
今回2回目となる「オール・トゥギャザー・フェスティバル」を開催します。
イベントに参加して、これからの共生社会を考えてみませんか。

オール・トゥギャザー・フェスティバル
ALL TOGETHER FESTIVAL 2025
2025.1.19 (SUN) 10:00-16:00
at 東京国際交流館プラザ平成

入場無料

イメージ会場！
おつこお姉さんと一緒に遊んで多文化共生を学ぼう！

多文化体験・世界のスポーツ体験

キッチンカー

民族衣装体験

募集中！ 1/6(月) 締め切り

オール・トゥギャザー・フェスティバル特別企画
PHOTO CONTEST 2025
国際交流でLet's Enjoy!

楽しむことから始めよう！
世界とつながる交流体験

主催：法務省 MINISTRY OF JUSTICE 出入国在留管理庁 I.S.A. Immigration Services Agency

ライフ・イン・ハーモニー推進月間ポスター

お答えします

～補完的保護対象者認定制度について～

Q1 補完的保護対象者認定制度とは何ですか？

近年、紛争避難民のように、迫害を受けるおそれがある理由が、難民条約上の5つの理由である人種、宗教、国籍、特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見のいずれにも該当せず、条約上の「難民」に該当しないものの、保護を必要とする外国人が存在しています。このような、難民条約上の「難民」ではないものの「難民」と同様に保護すべき紛争避難民などを確実に保護する制度として、2023年12月1日から、補完的保護対象者の認定制度を開始しました。

Q2 どのくらいの人が補完的保護対象者と認定されているのですか？

制度開始後3か月間の令和5年12月1日から令和6年2月末までに、補完的保護対象者と認定された人は647人（速報値）です。国籍の内訳は、ウクライナが644人、スーダンが3人となっています。

Q3 補完的保護対象者にどのような支援をしているのですか？

補完的保護対象者に対しては、572時限（1時限が45分）の日本語教育や120時限（同上）の生活ガイダンスを受講できる「定住支援プログラム」を提供するなど、我が国での自立に向けた支援を行っています。

定住支援プログラムの内容等については、補完的保護対象者に対する定住支援事業を委託している「公益財団法人アジア福祉教育財団難民事業本部（RHQ）」のホームページ等で周知を行っています。

～「法の日フェスタ in 赤れんが」の舞台裏～

記者

皆さま、こんにちは！

今回は、10月5日（土）に開催された「法の日フェスタ in 赤れんが」について、このイベントの企画・運営等を担当した秘書課広報室の補佐官にお話をうかがおうと思います。



補佐官

こんにちは！

毎年10月1日は、法を尊重し、法によって個人の基本的権利を擁護し、社会秩序を確立する精神を高めるための日として、「法の日」と定められています。

そして、「法の日」から1週間を「法の日週間」とし、この「法の日週間」に、法の役割や重要性を考えていただくとともに、法を身近に感じていただくためのイベントとして毎年法務省で開催しているのが、「法の日フェスタ in 赤れんが」です。

補佐官

ちょっと難しい感じになっちゃったかもしれませんが、要するに、皆さんに法務省に来てもらって、法務省の仕事を見たり、聞いたり、体験してもらって、もっと法務省について知ってもらおう！というイベントなんです。

コロナ禍の時はオンライン開催とするなどしていましたが、昨年、4年ぶりに本格実施

したところ、739名の方に来ていただきました。

そして、なんと今年は、前年比約80パーセント増の1332名もの方に来ていただくことができました。ご来場いただいた皆様、本当にありがとうございました！

イベント当日の様子は法務省ホームページで紹介していますが、今日は、ホームページでは紹介できなかったイベントの舞台裏について、お話しさせていただこうと思います！

記者

前年比80パーセント増とはすごいですね！
でも当日はあいにくの雨模様でしたよね。

令和6年度

「法の日フェスタ in 赤れんが」
の実施結果について、詳しくはこちら



補佐官

そうなんです（泣）。

午前10時の開場と同時に「法務省キャラクター写真撮影会」というイベントを予定していました。着ぐるみのキャラクターたちが屋外で来場者をお出迎えして、ふれ合ったり一緒に写真を撮っていただくことを考えていたのですが、前日から雨が降りそうな感じで、キャラクターたちは雨にぬれると色々と支障があるので、屋外で実施するかどうか判断に迷いました。

しかも、当日の天気予報は「曇りのち雨」、降水確率は「50パーセント」、降水量は「2mm」、実際の空模様も降ったりやんだり、はたして屋外・屋内どちらで実施すべきか非常に悩みました。こんなにも雨雲レーダーを何度も繰り返し見返したことは後にも先にもこの時だけだと思います（笑）

記者

屋外の広い場所で楽しんでもらいたいし、かといって途中で雨でも降ってきたら来場者もキャラクターもぬれてしまうし、非常に難しい判断を迫られたわけですね（笑）

補佐官

はい・・・もう最後は私の大英断で（笑）、予定どおり屋外で実施することにしました。

結局途中からパラパラと雨が降ってきたんですが、来場者の皆様も楽しんでくださっていたようですし、屋外で実施して良かったと思っています。また、屋外開催の連絡が遅れた上、結果的に小雨の中の開催となってしまったにもかかわらず、嫌な顔一つせずに協力してくれたキャラクターたちには本当に



空模様を見上げながら、イベントの屋外開催の可否について、電話で相談する補佐官

感謝しています。

今回は残念ながら雨のため急ぎ足での実施となり、ゆっくり集合写真を撮る時間がなかったのですが、来年こそは、下の写真のようにみんな揃って集合写真を撮りたいと思っていますので、皆さん、来年もぜひ法務省のキャラクターたちに会いにきてくださいね！



法務省キャラクター集合写真（別日撮影）

記 者

キャラクターは一人（一匹？一羽？）でもかわいいですが、こうやって集合するとますますかわいいですね。

特にお子さんに大人気のイベントですし、来年はぜひ来場者の方々とみんなで集合写真を撮れたらいいですね！

補 佐 官

ありがとうございます。

でも、「法の日フェスタ in 赤れんが」は、お子さんに人気のイベントだけではありません！

まずは、こちら（右図）をご覧ください。

記 者

これは・・・「法の日フェスタ・ロケ地めぐりマップ」ですか！



法の日フェスタ・ロケ地めぐりマップ

補 佐 官

はい、そのとおりです！

連続テレビ小説「虎に翼」のロケ地となった法務省赤れんが棟の中やその周辺を、「法の日フェスタ」限定のマップを作って案内したんです。

ドラマを見ていた方はもちろん、見ていない方も、このマップを片手に赤れんが棟の中やその周辺を散策されていて、当初用意していたマップが足りなくなってしまう、急遽、追加で印刷するくらいの大盛況でしたよ。

記 者

さすがすごい人気ですね！

ファンにとってはたまらない企画だと思いますが、「法の日フェスタ限定」ということは、もう見ることはできないんですね・・・ちょっと残念ですね。

補 佐 官

いいえ、そんなことはありません！

ロケ地となったこちら（右図）などの赤れんが棟の一部は、一般公開されている「法務史料展示室」に向かう際の経路となっており、普段からご覧になることができます。

「法の日フェスタ in 赤れんが」で見逃してしまった方は、ぜひ「法務史料展示室」に足を運んでみてくださいね！

記 者

そうなんですか！じゃあ早速私も「法務史料展示室」に行ってきますね！



階段室

赤れんが棟前（北側）

ロケ地となった赤れんが棟の一部

補佐官

ちょっと待ってください。

最後にもう一つ、老若男女に大人気だったイベントを紹介させてください。

記者

え！？まだそんなイベントがあるんですか？

補佐官

そう、あるんです！

それがこの「スタンプラリー」なんです！

来場者の皆様にお配りしたリーフレット（右図）に、会場のどこかにある三つのスタンプを全部押していただくと、秘書課広報室オリジナルトートバッグをプレゼントするという、まあよくある企画（笑）なのですが、来場者アンケートの結果、この企画は、事前申込み以外のイベントの中で、なんと一番人気だったんですよ！



記者

一番人気とはすごいですね！

何か工夫されたことなどあるんですか？

補佐官

工夫というほどではないんですが、あまり簡単に全部のスタンプが集まってしまってもおもしろくないと思い、三つのスタンプのうち二つはイベントブースなどに設置し、最後の一つは、私が「スタンプ所持中」と書いた「たすき」をして、常時持ち歩くことにしたんです。



秘書課広報室オリジナルトートバッグ。戦前の法服を着たこともののイラストがプリントされています。

つまり、私を見つけないと最後のスタンプは押せないということで、会場内を動き回る私を見つけるのに相当苦労された方もいらっしゃったようでした。少し申し訳なかったです（笑）

記 者

人が持ち歩くというのはおもしろいですね。
ちょっと意地悪いような気もしますが（笑）



「たすき」をして、スタンプを押す補佐官

補 佐 官

そうですね（笑）

でも、お子さんはもちろん、大人の方も、「やっと見つけたー」と言いながら私の方へ駆け寄ってくださったりして楽しまれていたようでした。私がスタンプを押すと「ありがとうございます！」と笑顔で応えてくれて、そんな姿を見るとこちらまで嬉しくなっちゃいましたね。

また、決して意地悪でやったわけではなくて（笑）、スタンプを探して会場内を色々と歩き回っていただくことで、行く予定のなかったイベントブースにも立ち寄っていただくきっかけとなったようでした。間接的ではありますが、法務行政について幅広く知っていただくきっかけになったものと思っています。

記 者

なるほど。深い理由があったわけですね（笑）

では最後に来年の「法の日フェスタ in 赤れんが」への意気込みをお願いします！

補 佐 官

昨年も大勢の方に来ていただきましたが、今年はそれをはるかに超える方々に来ていただくことができました。また、実際に来場者の方々とお話しさせていただいたり、イベントに参加された皆様の真剣な表情を拝見し、法務行政に対する皆様の関心と期待の高さを肌で感じることができました。

来年も、今年に負けなくらい皆さんに楽しんでいただけるよう、みんなで協力して一生懸命準備しますので、ぜひ期待してくださいね！

記者が行く！

～第1回 若手リーダーを対象とするビジネスと人権に関する日 ASEAN 諸国等共同研究～

記 者

皆さま、こんにちは！

今回は、8月26日（月）から9月4日（水）にかけて行われた「第1回 若手リーダーを対象とするビジネスと人権に関する日 ASEAN 諸国等共同研究」について、法務総合研究所国際協力部（ICD）の担当者にお話を伺ってきました。

さっそくですが、この共同研究の対象となっている「ビジネスと人権」とはどのようなものなのでしょうか？

担 当 者

「ビジネスと人権」とは、国連人権理事会で平成23年に「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持されたことをきっかけに世界的に注目されるようになった考え方です。この指導原則は提唱者の名前を用いてラギーフレームとも呼ばれます。ビジネスと人権は非常に広い概念なので、短く定義することは難しいのですが、ビジネスに関する人権侵害の防止のため、また、現実が発生した権利侵害を救済するためのシステムを国と企業体が整備し、持続可能な経済発展を目指すというものだと考えていただければよいのではないのでしょうか。

記 者

確かにニュースなどでも最近聞くことがありますね。日本では具体的に「ビジネスと人権」についてどのような取組をしているのでしょうか？

担 当 者

例えば、日本政府は、令和2年10月に、「ビジネスと人権」に関する行動計画（2020－2025）を策定しています。また、令和4年9月には「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」が決定されています。このような政府全体の流れを踏まえ、私の所属しているICDでも、日ASEAN 特別法務大臣会合のサイドイベントとして、令和5年7月に公開シンポジウム「ビジネスと人権」を開催しました。

今回ICDが行った共同研究は、昨年のシンポジウムのレガシーと位置づけ、日本の大学で学んでいるASEAN 諸国を中心とした留学生に参加してもらい、「ビジネスと人権」について一緒に学んでいくことを目的に実施させていただいた次第です。

記 者

ICD はアジアの国々と二国間で法制度整備支援を実施している部署ですから、ASEAN に加盟している国とは長年よい関係を築いていると聞いています。そういった意味では ICD が中心となって ASEAN を中心としてこのような共同研究を行うというのは大きな意義がありますね。

第1回目となる今回は、どのような人が参加したのですか？

担 当 者

ASEAN 諸国を中心に、日本の大学で学んでいる学生 15 名が参加しました。ASEAN 諸国はもちろんですが、より様々な考え方に触れてもらいたいという観点から、例えばバングラデシュやノルウェーといった ASEAN 以外の国の学生にも参加してもらいました。学生のバックグラウンドも様々で、政治学を学んでいる学生もいれば、すでに裁判官や弁護士としての経験をもっている学生もいました。

記 者

共同研究期間中のプログラムについて教えてください。

参 加 者

共同研究では、主に、講義受講・ディスカッション・プレゼンテーションの3つのパートで構成しました。

講義では、JETRO に所属し、ビジネスと人権の分野で活躍している山田美和先生、ビジネスと人権に関するコンサルタント等の経験をもつ弁護士の小松健太先生から講義をいただきました。また、ICD の教官も、裁判官出身の教官からは日本における司法救済の仕組みについて、検察官出身の教官からは日本の裁判例を参考にしたビジネスと人権の実践についてそれぞれ講義しました。

グループディスカッションでは、実際の裁判例の事案を用いて、参加者が裁判官の立場であると仮定した場合、ビジネスと人権という観点からどのような結論が考えられ、その結論を支える根拠をどのように構築するかといった点について検討してもらい、それを発表してもらいました。

プレゼンテーションは、共同研究の最後に、各参加者に、ビジネスと人権という観点でそれぞれの参加者の国で問題となっていること、今回学んだことがその問題にどのように活用することができるかといった点を発表してもらいました。

記 者

参加してくれた学生の様子はどうでしたか？

担 当 者

参加してくれた学生は非常に優秀でした。ビジネスと人権という考え方自体が比較的新しく、かつ、非常に広い概念なので、企画している我々としても、当初は、共同研究として成功するか不安を抱えていました。ただ、参加いただいた学生は講義の場面では講師の講義内容を適切に理解した上での確な質問をしていましたし、ディスカッションでも活発な議論をしてくれました。ディスカッションでは、例えば、こちらが特段提案していないにもかかわらず、自分たちの国や日本だけではなく、様々な国の考え方を積極的に調べ、その内容を盛り込んで発表するなどの様子もみられました。

最終日のプレゼンテーションでも、みなさん自分たちの国で問題となっているテーマを適切に選び、それがビジネスと人権という観点からどう解決することが考えられるのかを丁寧に論じることができていました。本当にそれぞれの国が抱えている問題は多様で、例えば遊牧民の生活様式と鉱物採掘企業との関係を論じてくれた学生もいましたが、おそらく日本では容易に思いつかないような問題が彼ら・彼女らにとって身近な問題としてあるのだと強く感じました。

また、余談ですが、参加してくれた学生たちは年齢も若いためか、スライドの作成も得意で、最終日のプレゼンテーションでは、短期間に作成したとは思えない洗練されたデザインのものが多く、こちらから、「どうやってこのデータ作ったの？」とついつい聞いてしまうほどでした。



講義の様子



講義の様子



参加者との集合写真

記 者

今回は第1回ということで初めての開催となりましたが、今回やってみた反省や課題などはありませんか？

担 当 者

やはりいろいろな国の学生が一緒になって1つのテーマについて議論するというのはとても意義のあることだと感じました。今回は外国の留学生を対象としたのですが、次回以降は、日本の学生にも参加してもらい、日本の学生にも知見を広げてもらう1つの機会になるような共同研究にできたらと考えています。

また、何度か述べているとおり、ビジネスと人権というのは非常に広い概念ですので、我々共同研究を実施する側としても継続してこの分野についてしっかりとフォローしていかなければと思っています。例えばEUなどでは、ビジネスと人権に関連する立法として、Corporate sustainability due diligence Directive (CSDDD) の制定に動くなどしているところですので、広く世界的な動きについても注目しておく必要があると思っています。

記 者

第2回以降の開催も楽しみにしております！今回はありがとうございました！！

法テラスでは、令和6年3月19日から 特定被害者法律援助業務を開始しました。



どんな援助なの？

特定不法行為等に係る被害者について、

(1) 資力にかかわらず、以下の援助を行います

- ① 弁護士等による**無料法律相談(法律相談援助)**
- ② 民事事件手続における**弁護士費用等の立替え(代理援助)**等
- ③ 民事保全手続における**担保の提供**

(2) 上記②、③に係る立替費用等の償還について、**援助終結まで猶予**します

(3) 一定以上の資力を有する場合等の例外的場合を除き、上記**立替費用等の償還を免除**することができます

特定不法行為等って何？

「法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと」を理由とする所轄庁等による解散命令請求等の原因となった不法行為等及びこれらと同種の行為であって、解散命令請求等の対象宗教法人又はその関係者によるもの。



令和6年10月1日現在、「**旧統一教会**」が対象宗教法人となっています。

詳細はこちら！！



特設ページURL：
<https://www.houterasu.or.jp/site/reikan-higai/>

靈感商法等対応ダイヤル
0120-005931

受付時間：平日9時30分から17時

(土日・祝日・年末年始を除く)

■ 法テラスについて知りたい

● 法テラス公式X



法テラス公式Xでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロー・随時募集中♪
[「法テラス公式X」\(旧：Twitter\)】](#)

● 広報誌「ほうてらす」



【第59号】

特集：「身近に潜む介護問題」
表紙・インタビュー
：渡辺えりさん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」](#)

● 法テラス公式YouTubeチャンネル



「3分で解説！法テラスの使い方」など、法テラスの業務内容や利用方法に関する動画をアップしています。ぜひご覧ください！
[「法テラス公式YouTubeチャンネル」](#)

■ 法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。



法制度整備支援の現場から

インドネシア・JICA 長期派遣専門家・菊地英理子

法務省では、独立行政法人国際協力機構（JICA）や関係機関等と連携し、開発途上国に対する法制度整備支援を始めとする様々な国際協力に積極的に取り組んでいます。現在、インドネシアでは、同国の法律案の作成等を担当する職員や、知的財産事件などを担当する裁判官の人材育成支援に関するプロジェクトが行われており、検察官である私が同国の法務省（旧法務人権省）¹に、また裁判官 1 名が同国の最高裁判所に派遣され、このプロジェクトを進めています。

私が派遣されている法務省では、省内にワーキンググループを立ち上げ、法律案などの起案に関する執務参考資料を作成したり、法令に関する正確な知識や技術を身につけるための研修等を企画したり、研修講師のためのトレーニングを行ったりしています。

また、このプロジェクトでは、年に 1 回、一部の職員を日本に招き、日本ではどのように法律案などを作っているのかを学んでいただくという研修を行っており、本年 9 月には法務省や同省の地方事務所から総勢 15 名の職員が来日して、日本の法務省等での講義や施設見学に参加しました。日本とインドネシアでは、法律案などの作成手順やルールが異なるため、日本のやり方をそのままインドネシアに取り入れることはできませんが、研修参加者たちは、どのようにしたら日本のやり方の良いところを自分たちの業務に取り入れることができるだろうかということを常に考えながら、真剣に研修に取り組んでいました。

インドネシアでは、現在、新しい首都への移転準備が進められており、また、本年 10 月には新しい大統領が就任して新たな体制が生まれるなど、日々、様々な変化が起っています。私たちの法制度整備支援活動が、過渡期にあるインドネシアの更なる発展の一助となるよう、引き続き、精進してまいります。

¹ 法務人権省は、2024 年 10 月 21 日付けで法務省、人権省、移民矯正省に分割された。



（写真 1）研修講師育成研修の様子



（写真 2）日本での研修の様子

Q1 国際企画戦略室ってどんな仕事をしているの？

法務省の各部局を横断する国際関係業務について、企画・立案等を行っています。

具体的には、令和3年に実施した京都コンgress及び令和5年に実施した司法外交閣僚フォーラムのフォローアップとして、様々な国際会議を実施しているほか、諸外国の実務家との意見交換や各国・地域の制度・取組の情報共有を行う戦略的司法対話を実施するなどしています。

Q2 最近のトピックスは？

本年度、これまでに「第3回アジア太平洋刑事司法フォーラム」、「第1回ASEAN・G7ネクスト・リーダーズ・フォーラム」、「ウクライナ汚職対策タスクフォース第3回会合」、「PALM10記念事業イベント（太平洋島しょ国・地域における法の支配と国際協力）」を東京にて、「国際知財司法シンポジウムフォローアップセミナー」をインドネシアにて開催し、各会議に世界中から多くの参加者が集まりました。

現在は、来年2月に京都で開催する「第3回法遵守の文化のためのグローバルユースフォーラム」や、複数の国との戦略的司法対話の実施に向けた準備等を行っているほか、「再犯防止国連準則」という、各国の再犯防止に係る立法や施策立案の際に参照されることとなる国連準則の策定に向けた交渉等を行っています。



PALM10記念事業イベントの様子

Q3 国際企画戦略室の仕事のやりがいって何？

当室で企画・運営した国際会議や戦略的司法対話が無事に形となり、会議参加者から感謝の言葉を言われたときや、会議を通して参加者同士の新たな交流が生まれている瞬間を目にしたとき、我々の取組が法の支配の推進に寄与しているという実感が湧き、やりがいを感じます。

また、世界中の様々な国と日々仕事をする中で、日本の法務・司法に関する施策を正しく相手に伝え、理解を得られた際にも、達成感を感じます。



ネクスト・リーダーズ・フォーラム参加者と事務局（戦略室）職員

Q4 心に残っているエピソードがあれば教えてください。

日ASEAN高級法務実務者会合という、日本とASEANの間で法務分野における協力について協議をする会議に出席するためにシンガポールに出張した際、上記ネクスト・リーダーズ・フォーラムの参加者も、その会議に多く出席していました。そして、彼らとの再会を喜び、親しげに交流していたところ、それを見たASEAN各国の代表団長が話しかけてくれたりするなど、友好的な関係の構築に繋げることができました。

法務・司法分野において、日本はASEANにとって唯一の域外対話国という関係にあるところ、当室で開催した会議が、法の支配の推進の一端を担っていることを肌で実感することができ、とても嬉しかったです。

これからも、法の支配の推進のために、各国との関係性を大切にしながら、司法外交を進めていきたいと思っています。



シンガポール出張中のディナーレセプションにおいて、ASEAN各国の政府職員と交流する様子